

さ情審査答申第234号
令和5年3月22日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年11月17日付けで貴職から受けた、「浦和区役所福祉課が保有する平成27年度修学旅行準備金の支給件数（小、中学生別）及び旅行に参加した事を確認したもの並びに同年度の修学旅行の対象者数のわかるもの（生活保護受給者について）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年9月13日付け浦健福第1218号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、結果として妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件不開示情報の修学旅行に参加したことがわかる情報の開示を求めるものである。

また、本件不開示情報の文書名が特定されておらず、違法な決定であるとの主張である。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によれば以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第7条第2号、第5号に該当しない。

不開示理由の不立証。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件開示請求において不開示とした情報は、特定の個人が識別できる個人に関する情報であるため（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、生活保護法に基づく事務を実施するために被保護者から取得及び作成したものであり、開示することにより浦和福祉事務所と被保護者との信頼関係を損ない、今後の生活保護の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

2 「当該文書名が特定されていないこと」との主張について

審査請求人は、「修学旅行に参加したことがわかる情報」について文書名が特定されておらず違法な決定である」と主張している。これについては「行政情報一部開示決定通知書」に記載が漏れていたとして、これを明記・開示するものである。

3 「不開示情報（修学旅行に参加したことがわかる情報）を開示せよ」との主張について

審査請求人は、「開示しないこととした当該情報について、不開示決定処分を取り消し、開示せよ」と主張しているが、実施機関は上記第3の1及び次の理由により不開示としたものである。

(1) 生活保護制度は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第1条により、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としたものであり、要保護者の必要に応じ、最低限度の生活を維持するため衣食その他日常生活の需要を満たすための「生活扶助」等を支給することとなっている。

(2) それら扶助の他、本市では、法に基づく保護を受けている者に対し、法令その他に定めるもののほか必要な援護（以下、「法外援護」という。）を行うことにより、保護を受けている者の経済的負担の軽減による生活の安定及び福祉の増進を図ることを目的とし、さいたま市生活保護法外援護事業要綱（平成13年5月1日告示第21号）を定め、支給している。

(3) 法外援護には4項目あり、そのうちの1つに、本件で開示請求があった「修学旅行準備金」がある。これは、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に在学する児童又は生徒の修学旅行の準備に要する経費として1人につき小学校は5,000円、中学校は8,000円を支給するものである。平成27年度は、9世帯10名について法外援護を支給しており、本件において支給件数（小、中学校別）がわかる行政情報「生活

- 保護費経理状況報告について（平成28年6月10日決裁）」を開示した。
- (4) ここで、生活保護及び法外援護の決定実施に際し、保護世帯ごとに「保護台帳」を整備している。保護台帳には、支給する扶助費等の決定調書、当該決定に係る記録及び挙証資料、保護の適正実施のための資産調査、扶養調査、病状調査等各種調査の結果、生活保護の受給者（以下、「被保護者」という。）の生活状況等を把握する等を目的とした訪問調査記録等が含まれる。
 - (5) 本件に係る開示請求では、当該世帯に関する「修学旅行に参加した事を確認したもの」の開示が求められたが、当該記録は、訪問調査記録（文書名は、「生活指導記録表」「生活記録表」）、修学旅行準備金の支給決定記録（文書名は、「ケース記録表」）に記載されているものである。保護台帳は、保護を受給していることをはじめ、被保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項を含むものであり、この秘密を厳守することは市民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえから欠くことはできないことであり、法律上の義務（地方公務員法第34条）でもあります（厚生労働省社会援護局保護課長通知問（第10の3））。
 - (6) このように、保護台帳はそれ全体が不開示情報といえるものであり、不開示部分のみを容易に区分して除くことはできません。台帳に含まれる情報が開示されることにより、たとえそこから住所や氏名等が除かれていても、受給者や扶養義務者の状況を知る者などが情報を入手することによって該当する者の特定やプライバシーの侵害に繋がったり、近年のインターネット環境の発達によって、その情報がデータ化され、広くインターネット上に載せられたりする危険性も想定されることから、広く市民に対して開示される理由にはなり得ないことから、さいたま市情報公開条例第7条第2号に基づき不開示としたものである。
 - (7) また、保護台帳の一部が公開されることは、生活保護の受給の有無にかかわらず市民の福祉事務所に対する信頼を大きく損なったり、被保護者に対する間違った認識や差別にも繋がることも考えられます。例えば、生活保護の実施上、扶養義務者からの調査等に対する協力が得にくくなる、あるいは真に生活保護を必要とする方が、扶養義務者にまで迷惑が及ぶと思ひ、相談や申請をためらうことも想定され、真の弱者に対して救済の手が届かなくなるなど、生活保護行政全体に支障が生じるおそれがあることから、条例第7条第5号に基づき不開示とした。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年8月31日に行政情報開示請求を行った「浦和区役所福祉課が保有する平成27年度修学旅行準備金の支給件数（小、中学生別）及び旅行に参加した事を確認したもの並びに同年度の修学旅行の対象者数のわかるもの（生活保護受給者について）」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、「生活保護費経理状況報告について（平成28年6月10日決裁）」を特定した。開示しない部分として、（1）修学旅行に参加した事を確認したもの及び（2）同年度の修学旅行の対象者数のわかるものとし、（1）については条例第7条第2号及び第5号に該当するため、（2）については、文書不存在によりそれぞれ開示しない部分とした。

これに対して審査請求人は、決定通知書に不開示とした文書の文書名が記載されていないことから処分は違法であり、また、文書名が記載されていない文書は条例第7条第2号及び第5号に該当しないと主張し、本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

本件処分において、実施機関が特定した行政情報の名称は、「生活保護費経理状況報告について（平成28年6月10日決裁）」であり、当該行政情報は全部開示されているから、請求の利益を欠く審査請求であるようにも思われる。しかしながら、実質的に見ると、実施機関も認めるとおり、審査請求人が求めた行政情報のうち、特定されるべきであった文書が存在することが認められる。行政情報一部開示決定通知書の（開示しない部分）の（1）修学旅行に参加した事を確認したものとしては、訪問調査の記録、文書の名称としては「生活指導記録表や生活記録表」等、文書の名称は多少異なるが、訪問調査を行った記録、また、修学旅行準備金の支給決定記録、文書の名称としては「ケース記録表」がある。すなわち、文書の特定に漏れがあったと言え、審査請求人の求めたすべての文書が特定され、行政情報一部開示決定通知書に記載されているわけではないという点において、原処分には問題があると言える。

しかし、当該情報が、仮に特定されていたとして、本来、対象となっていた上記文書は、特定の個人が識別できる個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当するので、不開示となる。また、これらの情報が開示されると、市民の福祉事務所に対する信頼が大きく損なわれ、被保護者に対する間違った認識や差別に繋がることがあり、それにより、扶養義務者からの調査等の協力が得られにくくなったり、あるいは、真に生活保護を必要とする者が相談や申請をためらうことも想定され、生活保護行政全体に支障が生じ、

生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当するので、不開示となる。

したがって、仮に実施機関が当該情報の文書名を、行政情報一部開示決定通知書の実施機関が特定した行政情報の名称に追記し、改めて決定を行ったとしても、当該情報を開示することは妥当ではないので、結果として、本件処分は維持されることが相当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第1のとおり、答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 11月17日	諮問の受理（諮問第434号）
②	令和4年 11月15日	審議
③	令和4年 12月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和5年 3月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学名誉教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	水口匠	弁護士

(五十音順)